

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第 5 回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和 4 年 3 月 1 日 (火) 午前 9 時 3 0 分～午後 0 時 4 0 分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	相模原市役所 本庁舎本館 2 階 第 1 特別会議室		
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	3 人 (人権・男女共同参画課長、他 2 名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	13 人 (ほか報道機関 7 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について ・ その他について 2 その他		

審 議 経 過

1 街宣及びそれに関する新聞記事について

(矢嶋会長) 事務局から事実確認等をしていただき、市長の対応等についてもご紹介いただいたが、この説明を受けて、審議会としてどう今後対応していくのかということについて、ぜひ皆様からご意見いただきたい。

(竹村委員) 最後に、「委員個人が責められることは決してあってはならない」という市長の声明があるため、これでよいかと思う。委員の人たちが自由に意見を述べて、それが責められるような環境にあってはいけないということで、これは厳しくメッセージは出すべきだと思うため、このメッセージはよいと思う。

(矢嶋会長) 他の委員はいかがか。

(工藤委員) 今の確認の中で、動画投稿サイトだけの確認なのか。実は神奈川新聞で、僕の書いたメモが資料で出ているが、神奈川新聞で金委員に関する記事がかなり出ている。「工藤副会長から各委員に事前送付するよう依頼のあった新聞記事について」というものが1枚入っている。実は、この内容だが、新聞記事を送って、各委員に事前配布していただけないかということをお願いしたら、著作権の都合で、それは無理だということを言われたので、項目だけ出そうということで事務局で判断したようなので、この1から11番目については、1月25日以降2月17日までに神奈川新聞で掲載された記事である。これだけ見ても分からないと思うが、金委員のことについて掲載している内容である。特にこの中の8番、9番目、後で金委員から発言があるかもしれないが、金委員の色々心情とか、この審議会に期待することとか、今後の相模原市に期待すること等載っているもので、ぜひ後ほど、神奈川新聞だけだが、見る機会があればぜひ見てほしいと思う。それから、色々ヘイトスピーチの実例についてもかなり出ているので、それも併せて後ほど見ていただければ分かるのではないかなと思っているところである。したがって、神奈川新聞でもかなり出ているので、動画投稿サイトは多分かなり限定されている。全部出ているわけではないので、神奈川新聞の協力を得て、少し記事の内容について確認してはどうなのかなと思う。それから、市長のコメントであるが、色々出ていたが、出したことは評価する。多分、審議会での議論を経て、市長も色々考えて出したのであろうと、それについては評価したいと思うが、しかしその件については、普通の人がこれ見たら、分かるだろうかと、我々は審議しているのですが、この件だと分かると思うが、普通の市民が見たら、何だかよく分からない、何を言っているのだろう、当たり前なことじゃないの、という意見だと思う。したがって、是非、今後出すであろうことがあれば、ヘイトスピーチについて、きちんと市長として批判してほしい。ヘイトスピーチは許せないんだと、一連の金委員への誹謗中傷をすぐやめてほしい、それから市は委員を守るんだと、被害者に寄り添って委員を守ると、それから救済するんだということを市民にアピールすると、後で政府言論のことも関連するが、市民によく伝わって、ヘイトスピーチはよくないんだということがよく伝わっていくのではないかと思う。これは意見であるが、もし万が一、今後また継続して続くようであれば、第2弾の対策は必要かと思うので、是非今言ったように、市長声明をもっとはっきり強く打ち出してほしいなと思っている。

(金委員) 今工藤委員の言葉を借りて、私も勇気をもって、少し発言させていただく。まず、今の事務局の説明を聞いて、皆さんがどう思われたか、すごく疑問であるが、私はこの事

務局の説明から、一つ気になること、本当に工藤委員もおっしゃったように、動画サイトを見て、確認したということと、投稿されている動画は編集などがされている可能性を否定できないため、現場で実際に行われていたものかが分からないということについて、もし市役所前でスピーチが行われたとき、行われることが分かるとき、市職員は現場で聞かないのかと思った。もし聞いても、聞いたという報告ができないのなら、それもまたそれで問題があるのかなと。このような動画サイトを確認することで、30日以上掛かるのは、ちょっと時間が掛かり過ぎじゃないのかなと思った。また、私の感想だが、この報告からは、まず被害者に非を聞く、他人のせいになりたい、他人に回せるのであれば責任を回したいなどといった対応に感じる。ごめんなさい。例えを言うと、今回の報告は、いじめにあっていない子どもに、「お前何で弱いんだよ」とか「しっかりしろよ」「そんなことしちゃダメじゃない」と言っているのと同じだと思っていた。また、レイプされた女性に「ミニスカート着てチャラチャラするな」と言ったのと同じである。私からすれば。私は相手の土俵に乗って、相手の発言の是非を確認する、問題はそこではないような気がする。皆様はいかがか。これまで、ついでにちょっと言うが、今回のことでこの発言をちょっと時間をくださってありがたく思う。私を個人的に、若しくは団体会議などでご存じの方は、「あなたの発言でスッキリした」とか、「いつも気付かせてくれてありがとう」「勇気もらったよ」「自分の生き方を改めるきっかけになったよ」「相模原にいてくれてありがとう」と言ってくれる。これまで、まともな方たちに囲まれて、のんびり生きてきた。しかし今は、自分の発言や行い、全てにブレーキがかかっているような気がする。自分の発言に自信がなくなって、どこで引っかかるのかと考えてしまう。「金さんならあんなことを言うんじゃない？」と耳打ちがしてしまう。「あの行いで良く言うよ」みたいな叱責が聞こえるような気がする。これまでは当たり前、普通に過ちをし、失敗も反抗もしてきたことが、全て虫眼鏡で見られているように感じる。ただ、市長の発言であるが、たくさんの方から励ましのメッセージが届いた。海外にいる方からも「何かしてあげる」とのことに、まずは市や市長の表明を聞いてからにすると待った。2月9日の市長のコメントが市人権・男女共同参画課の方から、事務局の方から送られてきたときは、市長を含め市政に関わる皆さんは、社会への未来像がない方たちだなどと思った。ごめんなさい。人権意識が乏しく、特に相模原市が教訓とすべき事件、やまゆり園のことが生かされてないと感じた。市長の言葉が発表されてから、色々な団体から要望書が届いている。その思いはほぼ一緒で一つ、市長がヘイトスピーチに対する批判表明を出すことの必要性だったと思う。本条例づくりは相模原市の未来がかかっていることだと認識している。相手方は私をターゲットにすることで本条例づくりを妨害し、相模原市の未来を暗いものにし、市民も分断させる。私はそう思う。私がこのような会議に参加していて、一度も疑問視されてなかったことは、本当にこの会議でもなかったと思うが、市民感覚では当然視されていたからではなかったかと思う。これまで何人（なにじん）ではなく「キムエヨン」という一市民として、違いを認められ、違いを評価してもらった結果だと思う。そして、相模原市民の開かれた国際感覚、誰もが平等に生きる共生社会を自然と受け入れられた結果だと思う。隣にいて当然な人、その人が外国人であっても、互いを認め合ってきたことだと思った。しかし今回、私のような外国人委員がいることで審議会自体がターゲットになり、ヘイトスピーチの対象となった。もし、他の市が条例づくりを考えると、ひるま

ないかと心配になる。また、市民の一人として活動しているほかの外国人が、その行動と発言を制約されるのではないかと、行政が外国人の参加を躊躇するのではないかと、せっかく開かれた市民感覚が後ろ向きになるのではないかと、それは意義のある皆様が心配、意識のある皆様が心配することでもあると思う。今後このようなことにならないためには、市長から、ヘイトスピーチによる暴力が駄目ということをしかり表明し、市政を守ることだと思う。また、相模原市民が、人権条例を作っている事実と、何故作る必要があるのかを知るように伝えてもらいたいこと、相模原市民が自分のこととして考えて動いてくれることをお願いする次第である。よろしく願いしたい。

(竹村委員) 金委員のお話はよく分かる。ただ、委員としてしっかり強い心をもっていただきたいという風に思う。このことは、かなり予想される風に、私は個人、市民として考えていた。今、街宣であるようなことをやる人たちに思う心の中を探ると、少し自信があるというように思っている。ただインターネット、PC等で流すのではなくて、街宣をするということは賛同してくれる人間がいるのだろうと自分で自信を持っている部分もあるのだと思う。私たちはそういう人たちを見るときに全員が同じ考えであるとは思っていない。思わなければならない、逆に。ではその人たちに対して、私たちはどう接していかなければいけないのか。罰を与えるのか、もっと隣近所の人たちを大切に、そして今自分の周りにいる人間に対して接していく心を育てていかなければならないという風に思うのか。そここのところは、一教員として三十数年勤めてきたときに、やはりいじめをしたとき、不登校になったとき、そういうときに子どもに接するときには、お前がこんなことをしたから罰を与えるのだと、そういう形の中で教育を考えたときは必ず何か心にしこりを残してしまうのだろうと思う。私たちは、やはり、話して、そして皆の問題として、クラスの問題としていじめ等はやっていかなければならなかったし、一対一の問題ではなく。そしてそれを見届ける。その後はどうなったのだろうかと考えていかなければいけないのではないのかという風に思う。一つ法をきちんと定めただけで物事が解決すると。そういう問題ではない。非常に日韓関係の問題はこの中に入っていて、あのような人たちはそれを利用して、そういう人がいるだろう、まだまだ自分たちの仲間にはいるんだぞというような、そういう考えを持った人たちがいるわけである。その人たちを説得するということは並大抵のことではないのだが、私たち民主主義の、こういう風な、与えられたといえば与えられた、見事に少しずつは育てているのだと思う。そういう中で、やはり地道に考えていかなければいけない部分があるのではないかと。具体的、法的には、素人だから分からないが、これでダメならこうしろという風な方法でやっていける部分があるのではないかと、そういう風に思う。とりとめのない話で申し訳ない。

(矢嶋会長) 他の委員の方はいかがか。一点、外国籍の方が審議会の委員に入っていることについての批判だが、これに関して事務局から説明をしてもらった方がよいと思うが、規定として外国人の方が委員になってはいけないというようなものは全くないので、その辺のところはこういった発言をしている団体に市としてきちんと金委員は正当な手続にのっとって委員になっていただいているということをお願いするというのはいくつかあるのかと思う。それから市長のコメントに対する評価が委員によってそれぞれ少しずつ違うようだが、特に当事者である金委員からは、ある意味失望したということにより強い発言をと、工藤委員からもヘイトスピーチに対する批判ということで市長からもっと強いメッセージ

を出すべきだというご発言があったが、この辺のことについて、まだご発言をいただいている委員の方はいかがか。

(辻委員) 前回の審議会の議論の中で気になったことが一つある。社会の一人ひとりの市民は、例えば本邦外出身者、ジェンダー、障害といった様々な属性が存在していて、それぞれの利益を代表する方々が審議会に参加しているのだと思う。自分達と関係のない他の項目、帰属性であるが、本邦外出身者がヘイトの対象となっても、自分達は自立のために、権利獲得のために独自に地道に努力しているのだから関係がない、他人事だという立場をとることは極めて危険なことだというように思う。一つがヘイトの対象になれば、他の残り、例えば、ジェンダー、障害者、こういったものも一気に飲み込んでいくおそれがある。だから、今回の事案は、スピーチ、表現というよりは、審議会の趣旨を没却する例になるのではないかと思う。そのように考えると、今回の市長の声明は、もう少し強いものが出せたのではないだろうか。あるいは、今これから議論する条例でどのように対象にしていくのかの参考になるのではないかと思う。例えば一つの団体が自分達で自立のために頑張っているからヘイトスピーチの議論は本邦外出身者だけ対象にしておけば十分だという議論もあり得るかもしれない。ただ届いていた要望書を見ると他の属性の方々も、本邦外出身者に対するヘイトの対応だけでは十分だというようにどうやら考えておられないという風に思ったので、ちょっと安心したところである。あともう一つ少し確認を事務局の方にさせていただきたいのだが、街宣活動が行われているところは、それは許可がいるところでやっているのか。

(事務局) 街宣が行われている場所は、警察署の許可を得て実施されていると思われる。

(辻委員) 警察署と市で何か連携をとっているのか。

(事務局) 警察の方で道路使用の許可を出していると思われるが、道路使用許可自体は警察の方から我々の方に特段の連絡や調整というものは無い状態である。

(辻委員) 現場の職員の方々でその辺のコミュニケーションはまだ。道路使用許可が出ているから十分だということなのか。分かった。

(金子委員) もう色々な意見が出尽くしたと思うが、私の個人的な所感を申し述べるならば、先ほど竹村委員がおっしゃったとおりである。このような声明を、コメントを市長が出したこと自体は私も評価する。この審議会での意見を受けて出されたということは経緯から見ても明らかなので、そのことに市長及び市側が対応していただけたということについては率直に感謝を申し上げたいと思う。しかし、やはりまだ内容的に非常に一般論に終始していて、この街宣活動に特化したコメントにはなっていないというように思う。なので、今後また同じような街宣活動が続くのであれば、もう少し強い声明を期待したいと思うし、特に先ほど事実確認で矢嶋会長からあったとおり、ファクトベース、とにかくこの審議会に外国籍の人が参加しているということは、何ら問題はないというようなこと、あるいは、この審議会が条例を作っているわけではないというようなこと、ちゃんとその辺は市民に誤解を招かないようにファクトベースで反論をしていただきたいという風に思う。

(工藤委員) 金委員がさっき発言したが、かなり抑えて控えめに言ったと思う。ただ、もうちょっと激しく言いたかったのではないかと想像する。やっぱり、市長のアピール・コメントは、ちょっと甘い。皆さんがおっしゃっているように。したがって、今後起きてからで

は遅いので、また、起こらないためにもやっぱりもうちょっと事前に少し強いアピールが必要なのではないかと思うので、今日の審議会でこういう意見が出ているということ、市長にしっかりと伝えてほしいと思う。もうちょっと強いメッセージを出さないと被害者が救われないということ、きちっと審議会、どういう形で知らせるかは知らないが、きちっと伝えて欲しい。場合によっては、会長がコメントを出すことでも結構だと思う。そんなことが必要であると思う。起きてからではちょっと遅いので、起きる前に事前に何かできないのかということが一つである。それから金委員は被害者である。金委員はかなり強い方と拝見する。それでも、やっぱり被害者となるとやっぱり心身ともに、ちょっと落ち込むといったら失礼であるが、ダメージを受けると思う。被害者が強くなれという、竹村委員から発言があったが、被害者は被害を受けている方なので、加害者に対してきちっと対応すべきではないかと思う。金委員に求めるのではなくて、むしろ加害者を無くすということを求めていった方が、色々な問題、ヘイトだけではなく、いじめの問題等々についても、しっかり世論形成ではないが、意見が一致できるのではないかと思う。それが大きな課題であると思っている。これは経験上、被害者には寄り添うんだということ、しっかりとやって、加害者を無くすということ、私達は、実際の経験でやってきているので、その視点が大事かなと思っている。

(矢嶋会長) では、この件に関しては、まず、金委員に語っていただいた様々な思いをきちんと受け止めて、まず市長に対して、一般論ではないヘイトスピーチに対する反論ということで、より強い内容のアピールを求める声が審議会から上がったということ、きちっと何らかの形で伝えるということ、私が先ほど申し上げた、外国籍の方が審議会の委員になることは、当然のことであるということ、条例自体を我々審議会が作っているわけではなくて、審議会はあくまで、答申を求められているのだということ、団体に対してきちんと市として伝えるということはやりたいと思うが、事務局はその点はいかがか。

(事務局) 市長にお伝えし、対応してまいりたい。そのように考えている。

(矢嶋会長) ヘイトスピーチをしていると思しき団体に対する市としての、若しくは審議会としての発信というのはどうか。

(事務局) こういった意見をいただいたということ、市長に伝えて、進めてまいりたいと考えている。

(金委員) 先ほど、工藤委員が被害者は、ダメージを受けると、今回、私もその体験をして、これまではボヤーとしたヘイトスピーチ条例を作ることを、どういう感じという風に思っていたが、やっぱり加害者に謝罪をさせてもらいたいくらいな、そういう自分がしたことが間違っていたということをしたら、やっぱりそれを直してもらいたいという意見を強く出してもらいたいなという風に思う。こういうことで、沢山の皆さんから本当にこういう社会でごめんなさいという風に泣く方もいらっしゃいましたし、凄く心を痛めている方が多かった。これはやっぱり皆さんが、とても傷ついている。私一人の被害でもあるけれども、沢山の日本人の皆さんが傷ついて、痛めていることをちゃんと分かって、加害者というかその相手方に謝罪をしてもらいたし、市もしっかりとしたヘイトスピーチの暴力はいけないということ、それをちゃんと伝えてもらいたいと改めて思う。

(矢嶋会長) 市としてきちんと、今の金委員の発言を受けて対応するというところでよろしいか。

(事務局) 人権の条例の関係で、市長も話をするとき、記者会見であったり、議会の答弁、会議の場等があるが、そういった場では、やはりあらゆる差別を無くしたい・無くさなければならぬという考えを言っているところ。国籍や性別、年齢、性的指向、障害の有無などあらゆる差別のない人権尊重のまちづくりを推進したいと考えていると強調しているところである。先ほどお話をいただいた、何をするのかということは、これから市長が判断をして取り組んでいくと考えているので、この内容については市長に伝えさせていただく。

2 今回の審議会での審議項目の整理について

(矢嶋会長) 項目ごとに区切って審議を行い固めていきたいと思うので協力をお願いしたい。まず「1 罰則について議論する場合の用語の整理」についてである。これまでの審議会において、先ほど事務局からも説明があったが、罰則に関連する用語の捉え方が、委員によってかなり異なっているように感じたため、私と事務局で相談して記載したものである。これについて、ご意見等あるか。

(辻委員) 事務局から、もう少し補足説明をお願いする。過料になった場合はどんな手続が進んでいくのか。

(事務局) 秩序罰の過料として5万円以下の過料は、資料の標記の中で科目の科という表記で科料があり、これと区別するために過料をあやまちりょうと呼んでいる。秩序罰の5万円以下の過料は、刑罰としての位置づけはされていない。行政刑罰については、市が単独で決定することができず検察等の手続が必要となるもの、5万円以下の過料は市の決定・市長の決定で科することができる点で、手続が変わってくる。

(竹村委員) 氏名の公表などというが、行政処分というのはここに含まれているのか。

(事務局) 氏名の公表について、制裁的な面はあると思うが、一般的に罰則といわれるものには入ってこないものと考えている。

(辻委員) 補足すると、行政処分には原則当たらないが、もし公表した場合に相手方に何かしらの権利を制約したり、義務を課したりするような可能性があるのであれば、場合によっては行政処分に該当する場所があるというところで、争いがある。事務局の説明を補足すると、こういうことである。もう一つ、過料はその説明なのかという気がする。

(矢嶋会長) 辻委員、よろしければ説明をお願いする。

(辻委員) 違反者のどの行為が条例のどの条文に違反したという事実を認定すること(市の調査権限にもとづく情報収集を実施し、制裁に値する事実を第三者機関が認定するのか)が必要で、その事実にもとづいて行政処分として自治体の長が科すのか(それとも行政刑罰として刑事手続として扱い、裁判所が事実認定するのか)。過料を科すときの手続は、どこに規定されているのか。ここは多分すごく大事なところで、行政の刑罰といったときと、秩序罰としたときの過料(5万円以下)と罰金(地方自治法第14条第3項100万円以下)のところ結構大事なところなので、事務局で把握した上で、不足されている部分(条例に基づく過料であれば非訟事件手続法で、地方自治法第149条・第255条の3参照・行政刑罰としての罰金100万円以下なら裁判所)を事務局から補足してもらった方がよいと考える。それとあと公表の部分も。あと、公表が不利益処分に該当するののかというところである。もしそれが不利益でないということ(市が)言い切るものであれ

ば、手続的な保障は不要だ（一方的に市長が公表することで生じる対象者の評判の低下は「不利益」ではない。それとも第三者委員会を設置し、そこでのあっせんのひとつとしての行政指導に位置づける、これは第三者委員会の創設を前提にしている）と判断すればよいでしょうし、そのあたりの手続の検討をお願いします。

（金子委員）辻委員が手続という言葉は何度も使っていることは、市側がこれが駄目だ、条例に反しているんだと思ったら、市長が命令的に過料を科せるか否かを市がどのように認識しているのかを確認していると思う。つまりは第三者的なチェックを受ける過程があるのか否かということを含めて、市としてどう認識されているのかということだと解釈したが、市としていかがか。

（事務局）辻委員の発言にあっては、おそらく行政手続条例の話になることと考える。今回は条例なので行政手続条例の規定に従って進めることになると思うが、その中では、市長がする処分としては、不利益処分などが決まっており、市の行政手続条例において、聴聞か弁明の機会の付与といった手続をとることになっていると思っている。そして、氏名公表については、行政処分に該当する場合があるとの話があったが、手続については条例で定めていくことになれば、そういった手続を踏むことになると思う。また、行政手続条例でいう不利益処分に該当するか否かについては、答えを持っていない。いずれも、不利益処分に該当するとなれば、それにのっとった手続を進めていくことになる。

（金委員）ここで聞くべきか分からないが、刑罰とか罰則とかは、ことが起きた後のことである。しかも、その手続を踏んでというと、ことが起きてからかなりの時間が経ってしまう。やはり、ことが起きる前にといった、予防したり、前にこれをしては駄目ということは作れないのか。今の私の件もそうだし、報告をされるまで30日以上かかるし、そのあとに手続を開始してといったら、さらに時間がかかるし、被害者は凄く悩んでしまうと思う。発生しないように、起こらないような手法を作れないのか。

（矢嶋会長）今の金委員のご質問だが、ここで整理しているのは事後的な対応のことだが、この条例の答申に事後的なものしか盛り込まないということではなくて、もちろん、啓蒙、広報に当たることだと思うが、むしろそちらの方が大事であるという趣旨の発言であると思うが、それも審議会の中では議論すべきであるとの話は、前回の審議会で出ているので、審議事項としてとりあげるし、答申の中でももちろん挙げるものであるが、今は、用語の整理として、刑事罰・行政罰という言葉が審議会の中で使われていて、その受け止め方が委員によって異なっている印象があったので、その整理をした上で、今後、何ををもって行政罰・刑事罰というのかを明確にしておかないと、議論が混乱するとの印象であったため、言葉の整理を事務局にしてもらったという経緯である。

（金委員）今は、用語の整理整頓であるが、ヘイトスピーチをしないとしたり、啓蒙・啓発・教育しかないということなのか。

（矢嶋会長）それしかないということではなく、まだ、しっかりと議論していないのが現状で、これまた別の場面で議論をしていくので、その時に発言をいただきたい。よろしいか。

（金委員）はい。

（矢嶋会長）公表については、これまでの議論の中で委員の皆様がほぼ一致しているので、これは認めてしかるべきではないかということであったと思う。行政罰の秩序罰に関しては、全面的に賛成という意見と、それから一定の条件付きで消極的な賛成に分かれていた

と思う。そして、行政刑罰に関しては、賛成というご意見と、全面的に反対というように分かれていたとの認識をしている。私はこのように受け止めているが、ここまでのまとめはこのとおりでよいか。

(金子委員) 秩序罰の部分について、賛成と消極的な賛成があったとのまとめであったが、私は反対である。ただし、限定的に凍結条項のような形において、かなり留保的な条件付で行うということであれば、認めなくはない。そこが、限界である。しかし、賛成か反対かを問われれば、反対であるということをおれまでも申し述べてきた。私は、罰則を設けること自体に全般的に反対である。刑罰についてはありえないと考えている。

(矢嶋会長) 整理の仕方が誤っていた。秩序罰に関しては賛成と、反対ではあるけれども条件付きで認める余地はあることと受けとめた。そのほかの委員の方、意見はあるか。

(工藤委員) 今は、その議論をするところなのか。用語の議論であるのか。

(矢嶋会長) 用語の整理を踏まえて、これまでの議論の到達点を確認しておきたいということである。

(工藤委員) そうであれば、発言する。僕は、秩序罰は、過料5万円は、導入すべきだと思う。その先はそれでも収まらないヘイトスピーチに対しては、刑罰を科すべきだという展望を持った方がよいのだということを強く主張してきた。そうしないと、ヘイトスピーチは止まらないし、被害者は拡大するし、被害者を救済できないと思うので、私はそのように考えている。そして、金子委員も留保付きで行政罰は考えてもよいのではないかということであったので、いずれにしても、罰則については、行政罰の中の秩序罰のところまでは、罰則は必要なのではないかということは金子委員と共通認識していると思っている。そして、一つその先は、金子委員は留保付きでというのが金子委員の考え方、私はその先に刑罰を考えるべきだということが私の考え方であり、そこが意見が割れていると思っている。そのように理解している。行政罰は5万円の過料のところであるが、そこまでは考えが到達しているのではないかと思っている。

(金委員) 私は、この資料の下の2のヘイトスピーチに関する前回の審議会での一旦の結論と連携するが、その(1)イが、「ここで規制の在り方を」となっているのは、会長がその時に、私の意見を聞いた後のコメントであったと思う。これが前回の議事録の8頁にあるが、私の色んな発言のあとに、やはり、何らかの罰が必要ではないかということをおれ述べたかったのだが、会長がここで啓蒙・啓発といった周知が必要という議論を審議会でした上でという方向に進めたことが、その時も思ったが、やはり議事録を読みながら、私が述べたかったことはそうではなかったと思った。教育・啓発といったものは、当たり前なこと、今、条例づくりにそれをというよりは、その上の段階を考えて議論しないと止めることができない社会問題である。なので、私は何らかの罰則を考えた上での条例づくりに1票の賛成をする。

(金子委員) 事務局の考えとしては、行政罰という言葉はあまり定義されないまま使われていたことに対する危機から、今回の資料になったということはよく分かるが、話の流れとしてヘイトスピーチに対する規制策として、どのようなものがあるのかということをお、一度整理した方がよいのではないかと思う。そして、金委員が教育とか啓発とかいうものでは足りないから罰が必要ではないかとの発言があったが、教育や啓発というのは一般大衆に向けたものであり、それに対してヘイトスピーチを行っている当事者にとっては、いきな

り罰則までいかななくても、例えば弱いものからゆっくりという指導であるとか、説示であるとか、あるいは勧告、そういうものがあり得る。なので、どういう道具立てがあるのかという、そしてそれぞれがどういう内容であるのかというようなことを、一度、我々の間で共通認識を持った上で議論をした方がよいと思う。また、罰則についても、刑罰と行政罰のところで大きく分かれているようなイメージを持つが、行政刑罰であろうが一般の刑罰であるか否かということは、非常に大きな境目になる。つまり、刑事訴訟法に基づいて裁判所が科して前科としてそれが残るのが刑罰。それは、行政刑罰であろうがそうであるわけで、それに対して、秩序罰は非訟事件手続法に基づいて科すものであって、前科としては残らないようなものである。ここには、非常に大きな違いがあるということを含めて、規制をかけるときの道具立て及びその強度というか影響度についても、一度、委員の間で認識を共有した方がよいのではないかと思う。

(竹村委員) 前の会議録を見たときに、私は金子委員の意見に賛成だが、ヘイトスピーチは何らかの形で抑制していかなければならないと、そちらの方向で考えていかなければならないことについては、何ら反対するわけではないが、まず、勧告であるとか指導であるとか、それに従わない者は氏名を公表するというような形がある。私も先ほどから話をしてるように、みんなの問題として捉える。あと、見届けるとの観点から、即、行政罰や刑罰という考え方を私個人的には持っていないが、こういう段階があるのではないか、そこまでの話というよりも分類というかも少し考えていくというようなことができないか。そのように思う。

(辻委員) 他の自治体の条例の解釈指針で出ているチャートとか今回は添付されていないのか。

(事務局) 辻委員からいただいているもので、資料が厚くなっている、右肩に他市条例に関する資料というもので、その厚い資料でいくと、今、辻委員のおっしゃった、手続やチャートというものでいくと、最後のページの部分に川崎市の例が掲載されている。その形で今回資料をいただいている。

(辻委員) チャートが見当たらないが。委員の方々が考える参考となれば幸いだが、資料4の1ページ行政刑罰と秩序罰というくくりがあって、秩序罰ということ、5万円以下の過料ということになると、地方自治体の長、市長が過料を受けるとヘイト団体に対して告知をして弁明の機会を与えるということになるが、例えば、隣の他の自治体(川崎市)をみると、5万円を超えるということになると、100万円以下の罰金ということになる。そうすると金子委員のおっしゃったとおり、刑事訴訟法上の手続が動く。こういったことが起こるということを市職員が把握して、その制裁の程度によって、軽いか重いかによって手続が変わってくる。それによって前科がつくかどうかと話をされているということだと思う。また、制裁を科すといった場合の、行政刑罰か秩序罰かといった際に、こういったヘイトスピーチに対して行政刑罰か秩序罰を科すのかといった場合、例えば、障害者に対するヘイトも制裁の対象にするのか。もし、そういうことになるのであれば、その告知、相手方に対してどのように意見を聴き、場合によって、市長が声明を出し、場合によっては、その氏名の公表が不利益なものになるのではないか。その際に相手方にしっかりと意見を聴く機会があるのか。相手方に表現の自由を保障する手続になっているのか、ということが議論になっているのではないかと思う。私自身はもう少し他の方々の委員の意見を

聴いてみたいと思う。私はアメリカの憲法の表現の自由の専門なので、もう少し市民の方がどのような意見をお考えなのかをもう少し聴いてからお話ししたい。多分基本線は、金子委員と同じだろうけれど、言い方が違うということになると思う。

(事務局) 資料4の1の罰則について議論する前に用語の整理として示させていただいた内容についてであるが、こちらについては、今、金子委員であったり他の委員も含め、具体的なこういった手法をもう少し並べて委員皆さんの理解を得て進めた方がよいかというご提案と受け止めている。1でお話ししたかったことは、会長とも話をしたが、会議録を作っていく中で、行政罰また刑罰、罰則が入り組んでいたのも、その言葉の整理ということを示させていただいた。ただ、先ほど、金子委員等からいただいた色々なやり方ということがあるものは、今後、どのような対応をしていくかというものを決めていく中では共通の理解が必要だと思うので、こちらは参考にさせていただき、対応していければと思う。説明が足りなかったのも、審議の中身に入らせていただいて恐縮だが、1のところは言葉の整理ということでお話しをさせていただければと思う。

(矢嶋会長) 中身にまで入るような司会進行をしてしまったのかと反省しているが、まず1に関しては、あくまで用語の整理ということで、今後お話しいただくときに、行政刑罰、特に秩序罰のいずれかに当たる話をされているのか明確に分かるように皆様にご発言をいただきたいとお願いの趣旨も込めて整理させていただいた。次の2のヘイトスピーチに関する前回の審議会での一旦の結論についてだが、先ほどそこにまで踏み込んだ話を私自身がしてしまったが、ここに話を移したい。前回の審議会では、意見を伺いたい事項の①③について審議を行ったが、結論には至らなかったところである。意見を伺いたい事項の①については、(1)のイ及びウにあるように、規制の在り方を決めるのではなく、啓発や周知など議論を行った上で方向性を決めることにした。意見を伺いたい事項の③については、(2)のイにあるように、ペンディングにした上であとでまた議論をするということにした。(3)については、今後の審議項目として各委員から提案のあったものということになる。これについて、先ほど金委員からもご意見があったが、他にもご意見等があったら伺いたいのがいかか。

(事務局) 今会長から2のヘイトスピーチに関する前回の審議会での一旦の結論としてお話しいただいたが、この部分については、会議録の内容を整理させていただいたものである。2ページになるが、こちらの資料の中で、前回審議をしてきたときに、3の審議の項目・内容の整理ということで表のアからオまで、公の施設の使用から救済の組織まで審議の項目ということで委員からご提案をいただいた内容である。この項目については右側の議論する内容ということで例えばアの公の施設でいえば、利用の際の基準を条例で定めるのか、といったこちらの内容が審議の項目になってくると考えている。そして、この枠の後ろ2(1)(2)について、前回の審議会においてペンディングになっていたが、どの時点で結論を出すか検討する必要があると書かせていただいている。審議の進め方としては、こちらの3アイウエオというところを先に進めるのかこれが終わった後に2(1)(2)に戻るのか、そういった進め方になるのかと思っている。

(工藤委員) 確認だが、(1)の罰則の前に何ができるか、ということ議論してほしいということだが、第三者委員会を作って認定したり、政府言論したり、行政指導、行政処分、色々やることについて、ここで議論してほしいということか。その上にたったところで行

政罰が出ているが、その前提で行政罰の罰則について議論してほしいという内容なのか。

(矢嶋会長) 今の質問に関して、事務局から回答いただけるか。

(事務局) 2 (1) の話だが、前回の会議の中の進め方でこういった流れになってきたということを確認するものである。前回、罰則等の話になったときに、罰則を決めるということではなく、そういった規制の在り方の前に、啓蒙や啓発、周知だとか、そういったことをまず審議をして検討してから、実際に罰則が必要なのかどうの中身なのかということに進んでいこうという確認をした。それをここに示させていただいたものである。

(金委員) そのことでは私はやはり捉え方が違っていると思うのだが、資料4の1ページの2の(1)のイの部分、その会長の話の前に、「今の金委員の話は何って、ここで規制の」という風に入る。私の話を聞いた会長のコメントだったのだが、私はわりともちろん、市民がヘイトスピーチが何かを知らないということや今まで悪いものにふたをしてきたということにつながるのではないかとということで刑法になったと思うし、早いスピードでそういう刑事罰だとか啓発とか罰則が広まったと思ったということはこの審議会が始まった2～3年前の、あおり運転の規則がすごく早く決まったという印象が私の中にはあった。皆さんこれがあおり運転というような審議とかなく、すぐ皆さんがカメラを付けて社会がすごいスピードで動いたということが私の中にはあって、やはりヘイトスピーチも、今まで教育・啓発をしたのなら、ちゃんとせつかく条例をつくってしっかり人権を守りましょうとか刑事罰とか行政罰というようなことは必要なのではないかと言いたかったのだが、やはり、啓発とか周知というところの議論をきちんと審議会としてした上でと捉えられたということにまだすごく腑に落ちないとか、大丈夫かと思う。私の思い違いなのか。意見を伺いたい事項①は極めて悪質なヘイトスピーチが発生した場合に対処するための行政処分、刑罰などの規制方法について検討、具体化の部分か。そこから間違えているか。

(矢嶋会長) 意見を伺いたい事項は、資料の1の8ページの下から5行目からある極めて悪質なヘイトスピーチが発生した場合に対処するために、行政処分、刑罰などの規制方法について検討、具体化であるというのは金委員のおっしゃるとおりということか。

(辻委員) 「他市条例に関する資料」を見ていただきたい。2月に出た最高裁の判決である。大阪市のヘイトスピーチの対処に関する条例というものがお手元にあると思うが、結論から言うと合憲だと判断された。2ページを見ていただきたいが、次の目的を持っているもの、例えば、社会から排除するもの、差別の意識・暴力をあおること、特定人等を相当程度侮蔑し誹謗中傷するものについて、そのページの下のところであるが、氏名又は名称を公表することという規定の合憲性が問題になった。3ページを見ていただきたいが、審査会の構成が5人で市長が学識経験者等を同意を得て委嘱し、その細則は規則に定められている。次のページを見ていただいて、最高裁の説明によれば、こういった審議会の公表は社会からの排除を目的とする表現活動にその対象を限定するというように書かれているので、最高裁としては、この規定についてはお墨付きが出たというように考えてよしいのではなかろうかと思われる。その後についているのが、その際の大阪市のヘイトスピーチの条例に関する解説及び審査の実例である。相模原市の方は障害者に対するヘイトも対象に含めるという、私の理解で正しいのかは後でまた確認したいと思っている。その際に手続がどう置かれているのかというのが大阪市と、もう一つ川崎市の方がその冊子の一番最

後のところに置いてある。その際に、まず違反行為があった上に勧告をした上で、その後違反行為がまたあれば審査会が意見聴取をしてその妥当性を判断し、命令をしていく。その際には、相手方に弁明の機会を与えるということになるかと思う。違反行為が更であれば審査会が意見聴取を更にした上で公表するか、刑事告発をするか。川崎市の場合は過料ではないので、更に厳しい制裁が置かれているので、刑事告発というようにチャートが動いているのだと思う。以上議論の参考になれば嬉しい。

(事務局) 今、金委員のお話を聞いて、前回の審議会の中では、いわゆる罰則の話をしていただけれども、その途中で逆に啓発であったり啓蒙であったりということを経験して、それから罰則の審議を始めるところで審議会の中では展開をしていった。ただ、そこところが金委員の捉えとは違う部分があるのかなという風に承ったところである。今回資料4の2で示させていただいたのは、前回の審議会ではこのような流れであったということの確認である。今、辻委員からも大阪の実例のご説明をいただいたが、実際にここで審議を進めるという中では、3のアからオに実際の審議がなってくると考えている。罰則の審議をしている中で、途中で啓発だったり、啓蒙だったりということを経験して決めてから、啓発等の次に来る罰則の話を議論しようと思われていったのだが、その流れで今来ているので、罰則の話ではなく今回はこの3の審議の項目・内容の整理というところで審議が進んでいけばよろしいのではないかと考えている。

(矢嶋会長) 今の事務局からのご説明によると、むしろこの3の審議の項目・内容の整理について審議した上でまた戻っていく形、戻るといえるか、啓蒙、啓発、教育であるとか、公表であるとか、勧告であるとか、刑罰的なものに移っていくという方が議論としては流れがよろしいのではないかと考えて受け止めてよろしいか。

(事務局) 前回の流れがそうであったため、その確認をここでは敢えてさせていただいたという内容の資料である。

(矢嶋会長) 3の審議の項目・内容の整理ということで先ほども事務局から説明をいただいたが、本日は、表のアからエに記載のとおり順番で審議を進めていきたいと思う。なお、表のオの救済の組織については、資料1の12にある救済について審議する際にご意見をいただきたいと思う。また、表の下に前回の審議会でもペンドイングとした事項の審議時期について記載をしている。これらについてご意見等お願いしたいと思うがいかがか。

(工藤委員) 今日議論すべきところはそういうところなのかと考えているが、前回の議論は、このア・イだけではない。罰則のことについてかなり集中的に議論していたので、そこをどうするのかということはかなり皆注目しているし、今日もそこを議論するのかと考えて私も来たのだが、そこはそこで後で議論するということの会長の提案でよろしいか。この前に色々と、今言った公共施設のことだとか、3・4についてまず前段で話をした上で罰則について少し話をするという流れで会長は提案されたということではよろしいか。

(矢嶋会長) 私はその趣旨でご提案した。

(工藤委員) それはそれで後で議論するというのであればそれで結構である。ただ、行政処分のところまで一連の流れなので、だからそれがダメだったらこうしようということの提案だったので、何も罰則だけが先にあるわけではなくて、一連の調査から始まって勧告から行って、公表・命令といった一連の手続をした上で、それでもダメだったら次の段階を考えて行政罰、それでダメだったら刑事罰という流れの中で捉えていたので、どちらに

せよ話はまたそこに戻ると思うので、その前段の話をまずするということでよろしいか。
罰則の手前の。

(矢嶋会長) はい。

(工藤委員) 承知した。

(金委員) 罰則の話に行くとは必ず教育・啓発とか、何かに戻るような気がして、今工藤委員が言ったようにそれを踏まえた後の終点というか、ゴールを決めてから中身を決めるというか、その考えのもとで私は多分発言をしていると思うのだが、ゴールを決めることの話をするとは必ずその辿り着くまでの道を先に決めないと、といった、その道は何かずっと皆さんの認識ですぐにできるのではないかと思うので、この条例が全体的にどこを向けていくという意味での多分私は罰則付きとかいうことを言っていることだと思う。

(矢嶋会長) 議論の進め方についてだが、この件に関して、そもそも議論の進め方自体、先ほどの私のご提案ではいけないのだとご意見が他にもあれば述べていただきたいと思うがいかがか。

(片岡委員) 今の金委員のご発言というか、私はゴールが必ず罰則というように結びつけるのはいかがなものかなと。やはり順序立てて。過程が色々あるので。まず啓発をするとか、教育もそうだが、周知をする、それから過程を経て最終的に罰則の方へ持っていくのかどうかというように私は考える。あまりこの罰則に重きを置いてやるよりも色々な過程があつての最後の最後の砦が罰則であると私は思っているがいかがか。

(辻委員) 今の意見に賛同する。

(矢嶋会長) 他の委員はいかがか。

(金委員) もちろん教育、啓発、啓蒙を省くという意味は全くない。せつかく今私達が相模原市で、3番目か全国で。この条例を作ることを議論しながら今3年くらいやっているが、その中で最終的にこのヘイトスピーチを止めるために、人権を守るために何ができるかということを決めようという意味での罰則付きのゴールである。その中身、今まで色々な教育、啓発もしてきたし、これからもすることであるし、金子委員がおっしゃる相手方への教育ももちろん必要である。でも私達が今やっとな人権のテーブルの上に置いて議論していく、その道筋はそこかなと私は思っている。そうでないとインターネットの拡散なら色々なことでなならないのかなというのが実感である。

(矢嶋会長) これまでの議論もそうであるが、おそらく私の予測では規制の掛け方については、この審議会で統一の意見が出るというのは非常に難しいのではないかとこのように思っている。それは先ほど若干整理させていただいたが、おそらく様々委員の意見が分かれているところなので、前も申し上げたがある程度両論併記のような形に結論としてはならざるを得ないと予測しているので、金委員のご提案のように最初から何らかの罰則ありということで議論をすべきだというと、逆に議論が進んでいかない。罰則を設けること自体に非常に否定的、消極的な委員もいらっしゃるのでは最初から罰則ありきで議論をすれば、議論がそもそも進められず、そこで留まってしまうので、まずは先ほどの片岡委員からのお話にもあったように、当然最終的に何らかの強い規制をかけるというところに行くかもしれないけれども、もっと手前のところの中身の話から進めていって最終的にどうなるかというように進めていかないといけないのではないかと先ほどのご提案をさせていただいているのだが、それでよろしいか。

(金子委員) 今何らかのヘイトスピーチ事案が起こったときに、それに対してどのように対処していくのかを弱い手法の方から議論していくというご提案か。

(矢嶋会長) はい。

(金子委員) であるとする、今日お示しいただいたアからオのその他の項目、公共施設利用であるとか、政府言論であるとか、そういうものよりも先に、やはり今何らかのヘイトスピーチ事案があったときに市がどういう道具立てでどう対処していくのか、それを弱い手法から順番に何ができるのかを議論していったという風な順番になるのかと思う。だからまたこの公共施設利用とか政府言論とかに入っていくと別の項目になってしまうのかなという気がする。先ほど辻委員がお示しくださったフローチャートのようなものを、ゴールの方からやらずスタートの方から作っていくというイメージの方がよいのかなというように私は今話を伺っていて思った。

(矢嶋会長) これ以降話を進めるためには材料不足である。先ほどから重ねてご提案のあるフローチャートを川崎市の例等にのっとって事務局の方で作っていただいた上でまた話をする方が生産的というか効率的であると思う。今回の資料ではその点についてはないので、事務局で材料を調べた上で議論をすることとしてはいかがか。

(金委員) 金子委員の話を聞きながら、もしゴールではなくて弱い方から考えると、今まで私たちは何回も何を議論してきたのかなということを、ちょっと何をどこまで話をしている今まだその原点からやっているのかなと思うのだが、その整理をちょっとしていただければよいと思う。

(金子委員) ゴール・スタートという比喩の仕方がよいのかどうかは別にして、ゴールとしてどこまでのことを話してよいのかということ割と今までずっと議論してきたが、まだそこで統一の意見には辿りつきそうにないということが段々分かってきたので、ではとりあえずスタートのところから話しをしていけば、合意できる点がいっぱい出てくると思うので、それでどこまでであれば合意できるのかということをまず確認した上で、どこから先、もうここは合意できそうにない、この9名が合意できそうにないところになった場合には、ではどういう意見を併記していくのか、両論併記なのか三論併記なのか、四論併記なのか分からないが。その辺をスタートのところから話して確認していくという作業にした方が効率がよいのではないのかというのが多分矢嶋会長のご提案ではないかと私は拝察した。

(矢嶋会長) 私が申し上げるべきところを整理していただき感謝する。

(工藤委員) 多分今の金子委員と同じかもしれないが、どこまで共通認識を持つのかということとはきちっと議論した方がよいと思う。ここまでは共通認識を持っているということは段階を踏んで議論していった方がよいし、その共通認識は会議で確認するとした方がよいと思う。今日はここまで確認するということは、その都度やっておかないと議論がまた振り出しに戻ったり、それはきちっとすべきだと思う。多分金子委員と同じような意見だと思う。ただ前回の議論は、一定程度共通認識を持ったかなと僕は思っていた。規制は必要であるというところまでは共通認識を持ったし、行政罰は金子委員は色々留保条件を付けたが、行政罰も必要であるというところは共通認識を持ったかなと前回思っていたのだが、またそこで議論が振り出しに戻ってしまうと時間がかかると思うが、前回の議論はそこまできちっともったような気がするがどうか。その先が一応色々意見があると。その先

が二つの意見が出ているということで僕は共通認識を持ったかなと思った。

(大貫委員) 今日の資料の4の1から5を進めてきて、2(2)で本当に二分してしまっているという会議録の25ページに書いてあるが、ここが15分では今日は無理であるということでまとめられ、ここを今日時間をかけてさらに共通認識を持って、ここでは決まらないから次のところに行くということになるのかなとなるが、次のところに行くともた何が何だか分からなくなってしまう状況になると感じてしまう。ここは二分してしまっているのは罰則のことだと思うが、それが再確認して、こういう考え方をどうするか15分ではここをやると思ったが。

(金子委員) 前回の全く二分されてしまっているのは、罰則をつけるかつかないかの問題ではなく、ヘイト規制の対象をいわゆる外国籍の方だけに限定するのか、もう少し広げて障害者なども含めるのか、そこで全く二分されてしまったと記憶している。

(大貫委員) 思い出した。自分でそこを話したので、思い出した。

(金子委員) とりあえず、どこに限定するのかは別にして、まず、どのようなプロセスでフローチャートで対処していくのか。それをゴールのところからそれを最も強いところから話してきたが、話がまとまりそうもないので、弱いところから話してどこまでが合意できるかということを確認しながらいこうというのが、会長のご提案なのではないかと思う。

(工藤委員) 金子委員の本邦外出身者以外の者も対象にして、過料やあるいは懲役を含んだ行政刑罰をするのか、最初の議論のところに戻るが、ヘイトスピーチといった場合のヘイトの対象を、障害者それからLGBTのヘイトも対象にしていくのかというところで二分して、そこも含むという前提で議論がスタートしたのかと思っていたが、最後の方に聞くと本邦外出身者だけの話に対する制裁だという話になっているので、そのあたりは整理していただけると、私自身も制裁案の結論が発言しやすくなる。

(矢嶋会長) 残り時間10分なので、これ以上議論を進めるには材料も不足している。フローチャートを作っていただき、どこまでが皆さんの合意できるところでどこから先が合意できない、三論併記という話もあったが、両論併記となるのか図式化してもらえると皆さんにとっても全体のイメージをつかめると思うので、事務局は川崎の例などを参考に、今までの議論に基づいて整理する作業をやっていただくことはできるか。

(事務局) 罰則というものでない、啓発等からの対応を議論する資料ということで賜った。今日配布した資料2のヘイトスピーチについてという題目の中でヘイトスピーチの対応方法について2ページ2番事後的な対応ということで、まずは制裁的な施策、イの繰り返されないようにするための施策、ウで救済のための施策というところを示している。(2)の予防のための対策ということで3ページ、4ページ。4ページを見ていただくと、イの市民意識を変えていくための啓発・教育、ここに政府言論、声明だったり認定だったりを示させていただいている。これらが反映された中での骨子の現在の議論になっているものである。また、フローチャートというところで話があったので、そのスタイルについては、作業をさせていただきたいと思うが、抑止をする施策等でここに出ないもので、もう少しこういうのがあるということがあれば、参考に教えていただけるとありがたいと考えている。

(矢嶋会長) 次の資料に向けて事務局に要望というかお願いがあれば各委員の方からご発言お願いしたい。それぞれのフローチャート図の中で主な論点となるもの、例えば辻委員から

あったようにヘイトスピーチの規制の対象となるのが、本邦外出身者に限るのかそれ以外の障害をはじめとした方も含めるのか、それぞれ分かるように整理していただくことがよいと思ったが。事務局側で作成いただくにあたってここはもりこんでいただきたいなど、他の委員のご意見はいかがか。

(辻委員) 人権配慮団体のところに対する優遇措置について今日金子委員に伺いたいと思ったが。SDGsだけでなく何かしらの優遇措置というものは何か念頭に置かれないものは想像がつかないが。そのあたりを伺いたいと思っていた。認定するというだけでなく、何かしらのメリットがあるのかというところを伺いたい。

(工藤委員) 補足だけさせていただきたい。資料4の一番下の内容が伝わっていないような気がする。意見が対立しているわけではない。ヘイトスピーチも2年位議論しているので、一応結論を出す必要があるだろう。他の課題も全然重要ではないというわけではない。障害者の課題も相模原の特徴かと思う。その位置づけをどこでするので議論が止まっている。相対立するものではないということだけははっきりさせたいというふうに思う。政府言論について話を聞きたかったが、金委員の件について、金委員のところで、政府言論的に何ができるか話をしたかったのだが。第三者機関についても突っ込んだ話をしたかったので次回取り上げてもらいたい。共通認識のところはきちんとけりをつけていただきたい。前回では規制が必要だと、行政罰までは色々利用条件あるが共通認識持ったという理解でいる。その都度ここまで共通認識できるといったことはまとめとしてあってほしい。

(金委員) 今日は何度も工藤委員の発言に助けられているが、私のことを取り上げてくださるということでドキドキしたし寝られなかったり何をどう話したらよいか考えたが、話せばなしで何の議論がないままずっと二分になってしまったことはとても残念だと思う。前回から30日以上待って、今日の少し議論もあったがそれもなく、そのままスルーされたことはこのままどこに行ってしまうのか、危機感や痛みは共有できているのか。この審議会のメンバーですら、この温度差は何なんだろうと思う。

(矢嶋会長) スルーされたということは。何をもちってスルーなのか。

(金委員) その後の議論がない。ただ話を聞いたという、その後何ができるかという議論がなかった。

(矢嶋会長) 金委員の誹謗中傷に関してということか。

(金委員) はい。

(矢嶋会長) 不十分というご意見かもしれないが、1つは市長に対するこの間の審議会からの皆さんからの発言をお伝えし、市長にももっと強い内容のメッセージ、ヘイトスピーチは許されないものであるということをもっと強く市長としてメッセージを発信してほしいということは、審議会の合意として発信したと思うし、また、ヘイトの団体についても、外国籍の方が委員となっていることは全く問題のないことであって、正当な手続で金委員にはなっていていただいているということについて、皆さんからの意見をお伝えするということがあった。全く議論がなかったということではなく、それでもまだご自身の思いとしては足りないとおっしゃるかもしれないが、そのことに関しては皆さんから発言をいただいたと思っているし、事務局としても審議会としても皆で対応するという確認は取れていると思うが。

(金委員) そうしたなら、ぜひお願いしたい。本人のものになったら、発言しにくいしお願い

しにくいし周りの皆さんが気遣ってやってくれることをもう一度お願いしたい。

(矢嶋会長) それは約束した。先ほど事務局からもやるという発言があったので、事務局からもやることになると思う。

(金子委員) 辻委員からの先ほどの私への問いかけについては、そのときにまたお答えすることとしたい。

(事務局) 先ほどのヘイトスピーチの関係の対象の話だが、会長からフローチャートごとに本邦外出身者若しくはそれ以外の方とで論点を分けてという話だったが、論点ごとに、勧告だった場合は分けて話をした方がよいのか、若しくは全てフローチャートのことを、仮に本邦外出身者に限定してなのかもしれないが、話をさせていただいた後に、他の障害のある方などについてもそれを適用していくということについても議論していくのか、以前でいうとペンディングになっていた部分、どこで議論に戻るといふことなのか教えていただきたい。

(矢嶋会長) どちらの方がよいか。

(金子委員) 今は対象は限定しないということで一般的な対処図を作っていて、最後にこの対処図の対象になる属性が何なのかということを決着をつければよいのではないかと思う。

(矢嶋会長) 他に意見はあるか。本日の審議会はこれで閉じさせていただきたい。事務局からは何かあるか。

(事務局) 次回の審議項目についての確認だが、お話しいただいたフローチャート、また資料2の内容を含めて審議をしていければと思う。それ以外は特段事務局からはない。

(辻委員) 公共施設の利用制限について要望書が一つ届いているようなので、京都府のガイドライン、今日の公の施設についての参考になる資料と思われるので、そちらも。

(事務局) 追加して対応する。

(工藤委員) 今後の審議日程なのだが、今日は3月1日で、2021年度は1ヶ月切ってしまった。事務局としてゴールはいつ頃を目指しているのか。そこをきちんとめどをつけないと、永遠に続くかもしれないし、それがよく分からない。審議日程について、事務局でどう考えているのか。

(事務局) 日程については、令和4年度の制定に向けて取り組んでいきたいと考えている。

(金子委員) その点について伺いたいのだが、今ここで話すべきなのか、審議会を一度閉じて、傍聴に報道の方に退席いただいてから、事務的なことなので話をした方がよいのか。会長はどちらがよいか。

(矢嶋会長) いったん閉じさせていただいて、退席いただいてからにしたいと思う。日程的な事以外でご確認ご意見等ある方はいるか。ないようなので、傍聴者の方、報道機関の皆様については、ここで退席をお願いしたい。

以上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		欠席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席